

学校法人園田学園寄付行為

				(昭和34年9月21日認可制定)		
改正	昭和43年	2月	3日改正認可	昭和56年	2月	28日改正認可
	平成4年	10月	19日改正認可	平成5年	12月	21日改正認可
	平成6年	5月	24日改正認可	平成9年	3月	31日改正認可
	平成11年	12月	22日改正認可	平成13年	5月	29日改正認可
	平成13年	8月	1日改正認可	平成13年	12月	20日改正認可
	平成17年	4月	1日改正認可	平成17年	5月	27日改正
	平成17年	12月	5日改正認可	平成18年	1月	25日改正
	平成19年	5月	17日改正認可	平成19年	5月	29日改正
	平成20年	1月	28日改正	平成22年	5月	24日改正
	平成23年	5月	26日改正	平成25年	11月	26日改正
	平成28年	6月	20日改正認可	平成30年	1月	24日改正認可
	平成31年	4月	1日改正	令和2年	2月	12日改正認可

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人園田学園と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を兵庫県尼崎市南塚口町1丁目24番16号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- (1) 園田学園女子大学 人間健康学部（総合健康学科、人間看護学科、食物栄養学科）
人間教育学部（児童教育学科）
- (2) 園田学園女子大学短期大学部 生活文化学科、幼児教育学科
- (3) 園田学園高等学校 全日制課程普通科
- (4) 園田学園中学校
- (5) 園田学園女子大学附属園田学園幼稚園
- (6) 園田学園女子大学附属学が丘幼稚園

(学校法人の責務)

第5条 この法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めなければならない。

(特別の利益供与の禁止)

第6条 この法人は、その事業を行うに当たり、その理事、監事、評議員、職員（当該学校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）その他の政令で定める学校法人の関係者に対し特別の利益を与えてはならない。

第3章 役員及び理事会

(役員)

第7条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 8人以上10人以内

(2) 監事 2人

2 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

3 学校法人と役員との関係は、委任に関する規定に従う。

(理事の選任)

第8条 理事は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 大学長、短期大学部学長及び高等学校長

(2) 評議員のうちから評議員会において選任されたもの2人以上3人以内

(3) 学識経験者(学長及び校長又は評議員である者を除く。)のうちから、理事会において選任された者3人以上4人以内

2 前条第1項第1号に規定する理事の数は、大学長、短期大学部学長又は高等学校長が、前項第1号に規定する他の職を兼ねるときは、前条第1項第1号に規定する数から、その兼ねた他の職の数を減ずるものとする。

3 第1項第1号及び第2号に規定する理事は、学長及び校長又は、評議員の職を退いたときは理事の職を失うものとする。

(常務理事)

第9条 理事のうち1人を常務理事とすることができる。

2 常務理事は、理事長が指名し、理事総数の過半数の議決により選任する。常務理事の職を解任するときも、同様とする。

(監事の選任)

第10条 監事は、この法人の理事、職員(学長、校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。)又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

(役員選任の規制)

第11条 この法人の役員選任にあたっては、その管理及び運営に適性を有する者で、各役員と同族関係(配偶者若しくは3親等以内の親族)にない者が選ばれるように努めなければならない。

2 理事又は監事には、それぞれその選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。

(役員任期)

第12条 役員(第8条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。)の任期は、2年とする。

ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期満了の後でも後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務(理事長にあつては、その職務を含む。)を行う。

(役員補充)

第13条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月内に補充せねばならない。

(役員報酬等)

第14条 この法人は、役員に対する報酬等について、文部科学省令で定めるところにより、民間事業者の役員等の報酬等及び従業員の給与、当該学校法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならない。

2 この法人は、前項の規定により定められた報酬等の支給の基準に従って、その役員に対する報酬等を支給しなければならない。

(役員等の解任及び退任)

第15条 役員が次に各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上の出席した理事会において、理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄付行為に違反したとき
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- (3) 職務上の義務に違反したとき
- (4) 役員たるにふさわしくない非行があったとき

2 役員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡
- (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき

(役員等の学校法人に対する損害賠償責任)

第16条 役員は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

(学校法人に対する損害賠償責任の免除)

第17条 私立学校法第44条の2第1項の責任は、総評議員の同意がなければ、免除することができない。

(責任の免除)

第18条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認められる場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(理事長の職務)

第19条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(常務理事の職務)

第20条 常務理事は、理事長を補佐する。

(理事の代表権の制限)

第21条 理事長以外の理事は、この法人の業務についてこの法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第22条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第23条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。

- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
- (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
- (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

3 監事は、理事が学校法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄付行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第24条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。

4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して、理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内にこれを招集しなければならない。

5 理事会を招集するには、各理事に対し、会議の7日前までに会議開催場所、日時及び会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

6 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

7 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。

8 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

9 理事会は、この寄付行為に別段の定めがある場合のほか、理事総数の3分の2以上の理事が出席しなければ会議を開き、議決することができない。ただし、第11項の規定による除斥のために3分の2に達しないときは、この限りでない。

10 前項の場合において、理事会に出席できない理事で、委任すべき事項を明示した委任状をもって他の理事に委任した者は、これを出席者とみなして、議決に加えることができる。

11 理事会の議事は法令及びこの寄付行為に別段の定めがある場合のほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

12 理事は、自己、配偶者、若しくは3親等以内の親族の一人身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者に特別の利害関係のある事件については、その議事の議決に加わることができない。ただし、理事会の同意があるときは、会議に出席し発言することができる。

(業務の決定の委任)

第 25 条 法令及びこの寄付行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第 26 条 議長は、理事会の開催の場所、日時、議決事項及びその他の事項について議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、議長及び出席した理事のうちから互選された理事 2 人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第 4 章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第 27 条 この法人に評議員会を置く。

- 2 評議員会は、21人以上25人以内の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して、評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内にこれを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して会議の7日前までに会議開催の場所、日時及び会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 6 評議員会に議長を置き、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 7 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した評議員全員が連名で評議員会を招集することができる。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 9 前項の場合において、評議員会に出席できない評議員で、委任すべき事項を明示した委任状をもって他の評議員に委任した者は、これを出席者とみなして、議決に加えることができる。
- 10 評議員会の議事は、法令及びこの寄付行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 11 議長は、評議員として議決に加わることはできない。
- 12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることはできない。

(議事録)

第 28 条 第 26 条の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第 2 項中の「理事」を「評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第 29 条 次に掲げる事項については、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金(当該会計年度内に収入をもって償還する一時の借入金は除く。)及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分

- (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給基準
- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (6) 寄付行為の変更
- (7) 目的たる事業の成功の不能に因る解散
- (8) 寄付金品の募集に関する事項
- (9) その他この法人の義務に関する重要事項で理事長において必要と認めるもの
（評議員会の意見）

第30条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員からの報告を徴することができる。

（評議員の選任）

第31条 評議員は、次に掲げるものとする。

- (1) この法人の職員のうちから理事会において選任されたもの5人以上6人以内
- (2) この法人の設置する学校を卒業したもので年令25歳以上のものうちから評議員会において選任されたもの3人以上4人以内
- (3) 学識経験者(職員及びこの法人の設置する学校を卒業した者を除く。)のうちから理事会において選任されたもの13人以上15人以内

2 前項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

（任期）

第32条 評議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることができる。

3 評議員は、任期満了の後でも後任の評議員が選任されるまでは、なおその職務を行う。

（評議員の解任及び退任）

第33条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

第5章 資産及び会計

（資産）

第34条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

（資産の区分）

第35条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入される財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中、運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入される財産とする。

4 寄付金品については、寄付者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。
(基本財産の処分等の制限)

第36条 基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない事由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得てその一部に限り処分することができる。

(基本財産たる現金の運用)

第37条 基本財産及び運用財産中の積立金は、理事会の議決により、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は定額郵便貯金、若しくは定期預金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第38条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料、保育料、入学金、選考料、その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第39条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第40条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人は、事業に関する中期的な計画を作成しなければならない。

3 この法人は、第1項の事業計画及び前項の事業に関する中期的な計画を作成するに当たっては、学校教育法第109条第2項に規定する認証評価の結果を踏まえて作成しなければならない。

4 この法人の事業に関する中期的な計画は、5年以上10年以内において理事会が定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第41条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金(当該年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)についても同様とする。

(決算及び実績の報告)

第42条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付及び閲覧)

第43条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。)を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄付行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、学校法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(資産総額の変更登記)

第44条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第45条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

第6章 解散及び合併

(解散)

第46条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(清算人)

第47条 この法人が解散したときは、破産手続開始の決定及び私立学校法第62条第1項の規定による解散命令による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。

2 この法人が私立学校法第62条第1項の規定による解散命令により解散したときは、所轄庁が、利害関係人の申立てにより又は職権で、清算人を選任する。

(残余財産の帰属者)

第48条 この法人が解散した場合(合併又は破産により解散した場合を除く。)における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第49条 この法人が、合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第7章 寄付行為の変更

(寄付行為の変更)

第50条 この寄付行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない

第8章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第51条 この法人は、第43条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を常に各事務所に備えて

置かなければならない。

- (1) 役員及び評議員の名簿及び履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

(情報の公表)

第52条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄付行為若しくは寄付行為変更の認可を受けたとき、又は寄付行為変更の届出をしたとき 寄付行為の内容
- (2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容
- (4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、園田学園の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第54条 この寄付行為の施行についての細則、その他この法人及びこの法人の設置する学校の運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

付 則

この寄付行為は、昭和34年9月21日より施行する。

付 則

この改正寄付行為は、昭和43年2月3日より施行する。

付 則

この寄付行為は、昭和56年4月1日より施行する。

付 則

(施行期日)

1 この寄付行為は、文部大臣の認可の日（平成4年10月19日）から施行する。ただし、第4条第2号の改正規定は、平成5年4月1日から施行する。

(園田学園女子短期大学の家政科及び幼児教育科の存続に関する経過措置)

2 園田学園女子短期大学の家政科及び幼児教育科は、改正後の寄付行為第4条第2号の規定にかかわらず、平成5年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

付 則

平成5年12月21日文部大臣認可のこの寄付行為は、平成6年4月1日より施行する。

付 則

(施行期日)

この寄付行為は、文部大臣の認可の日（平成6年5月24日）から施行する。

付 則

(施行期日)

この寄付行為は、文部大臣の認可の日（平成 9 年 3 月 31 日）から施行する。

付 則

この寄付行為は、文部大臣の認可の日（平成 11 年 12 月 22 日）から施行する。

付 則

この寄付行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 13 年 5 月 29 日）から施行する。

付 則

この寄付行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 13 年 8 月 1 日）から施行する。

付 則

この寄付行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 13 年 12 月 20 日）から施行する。

付 則

この寄付行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 17 年 4 月 1 日）から施行する。

付 則

この寄付行為は、理事会承認の日（平成 17 年 5 月 27 日）から施行する。

付 則

この寄付行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 17 年 12 月 5 日）から施行する。

付 則

この寄付行為は、理事会承認の日（平成 18 年 1 月 25 日）から施行する。

付 則

この寄付行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 19 年 5 月 17 日）から施行する。

付 則

この寄付行為は、理事会承認の日（平成 19 年 5 月 29 日）から施行する。

付 則

この寄付行為は、理事会承認の日（平成 20 年 1 月 28 日）から施行する。

付 則

この寄付行為は、理事会承認の日（平成 22 年 5 月 24 日）から施行する。

付 則

この寄付行為は、理事会承認の日（平成 23 年 5 月 26 日）から施行する。

付 則

この寄付行為は、理事会承認の日（平成 25 年 11 月 26 日）から施行する。

付 則

この寄付行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 28 年 6 月 20 日）から施行する。

付 則

この寄付行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 30 年 1 月 24 日）から施行する。

付 則

この寄付行為は、理事会承認の日（平成 31 年 4 月 1 日）から施行する。

付 則

令和 2 年 2 月 12 日文部科学大臣認可のこの寄付行為は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

学校法人園田学園寄付行為 新旧の比較対照表

新	旧
<p>第1条～第3条（省略）</p> <p>（設置する学校）</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>(1) 園田学園女子大学 人間健康学部（総合健康学科、人間看護学科、 食物栄養学科） 人間教育学部（児童教育学科） <u>経営学部（ビジネス学科）</u></p> <p>(2) 園田学園女子大学短期大学部 生活文化学科、幼児教育学科</p> <p>(3) 園田学園高等学校 全日制課程普通科</p> <p>(4) 園田学園中学校</p> <p>(5) 園田学園女子大学附属園田学園幼稚園</p> <p>(6) 園田学園女子大学附属学が丘幼稚園</p> <p>第5条～第54条（省略）</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この寄付行為は、文部科学大臣の認可の日（令和 年 月 日）から施行する。</u></p>	<p>第1条～第3条（省略）</p> <p>（設置する学校）</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>(1) 園田学園女子大学 人間健康学部（総合健康学科、人間看護学科、 食物栄養学科） 人間教育学部（児童教育学科）</p> <p>(2) 園田学園女子大学短期大学部 生活文化学科、幼児教育学科</p> <p>(3) 園田学園高等学校 全日制課程普通科</p> <p>(4) 園田学園中学校</p> <p>(5) 園田学園女子大学附属園田学園幼稚園</p> <p>(6) 園田学園女子大学附属学が丘幼稚園</p> <p>第5条～第54条（省略）</p>

経費の見積り及び資金計画を記載した書類

設置経費及び経常経費並びにその支払い計画を記載した書類								
区 分		令和1年度	令和2年度 開設年度の前年度	令和3年度 開設年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合 計
設置経費	校 地 (うち造成費)	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	施 基 準 内	—	62,726	250,906	—	—	—	313,632
	施 基 準 外	—	—	—	—	—	—	—
	図 書	—	10,000	5,000	—	—	—	15,000
	教 具 具 備 品	—	—	11,324	12,757	—	—	24,081
	小 計	—	72,726	267,230	12,757	—	—	352,713
新設校の開設年度の経常経費								
合 計		—	72,726	267,230	12,757	—	—	352,713

既設校からの転共用	施設	基 準 内	358,249	千円
		基 準 外	1,295,163	千円
	設備	図 書	25,343	千円
		教具・校具・備品	54,538	千円

様式第4号その4(第11条関係)

設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類		
区 分	財 源 充 当 額	財 源 の 調 達 方 法
現金預金	197,193 千円	令和元年度末までに学納金等事業活動収入から積み立てられた現金預金1,905,116千円のうち197,193千円を財源に充当
借入金	155,520 千円	借入金480,000千円(令和2年度100,000千円、令和3年度380,000千円借入)のうち155,520千円を財源に充当
		※4号館改築工事(耐震改築)に伴う校舎解体費115,500千円についても財源を有している。 (現金預金から充当)
合 計	352,713 千円	

様式第6号その2(第11条関係)

財産目録総括表				
科 目	年 度	平成30年度末 (開設年度から3年前の年度)	令和元年度末 (開設年度の前々年度)	申請時 令和2年3月31日
一	基本財産	9,668,798千円	9,110,016千円	9,110,016千円
二	運用財産	2,539,314千円	2,391,377千円	2,391,377千円
三	負債額	3,578,854千円	3,193,570千円	3,193,570千円
1	固定負債	2,354,023千円	2,307,228千円	2,307,228千円
2	流動負債	1,224,831千円	886,342千円	886,342千円
四	基本財産 + 運用財産	12,208,112千円	11,501,393千円	11,501,393千円
五	純資産(四 - 三)	8,629,258千円	8,307,823千円	8,307,823千円

貸借対照表

令和 2年 3月31日

(単位：円)

資産の部			
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
固定資産	9,405,062,987	10,261,977,469	△ 856,914,482
有形固定資産	9,110,016,306	9,660,919,124	△ 550,902,818
特定資産	100,000,000	100,000,000	0
その他の固定資産	195,046,681	501,058,345	△ 306,011,664
流動資産	2,096,330,031	1,946,134,339	150,195,692
資産の部合計	11,501,393,018	12,208,111,808	△ 706,718,790
負債の部			
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
固定負債	2,307,227,506	2,354,023,149	△ 46,795,643
流動負債	886,342,071	1,224,831,249	△ 338,489,178
負債の部合計	3,193,569,577	3,578,854,398	△ 385,284,821
純資産の部			
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
基本金	17,858,622,265	18,349,037,190	△ 490,414,925
第1号基本金	17,471,158,014	17,961,572,939	△ 490,414,925
第2号基本金	93,464,251	93,464,251	0
第3号基本金	0	0	0
第4号基本金	294,000,000	294,000,000	0
繰越収支差額	△ 9,550,798,824	△ 9,719,779,780	168,980,956
純資産の部合計	8,307,823,441	8,629,257,410	△ 321,433,969
負債及び純資産の部合計	11,501,393,018	12,208,111,808	△ 706,718,790

事業計画及びこれに伴う予算書

事業計画

○ 施設又は設備の整備計画

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
令和2年度	大学4号館改築	鉄筋コンクリート造5階建て(3,169.45㎡) 兵庫県尼崎市南塚口町7丁目29-1	令和2年7月着工 令和3年11月完成予定	
	経営学部設置に係る図書購入	内国書 2,000冊	令和3年3月購入予定	
	高校校舎(清明ホール)の修繕	トイレ改修 3か所(計54.0㎡) 及び屋上防水工事	令和2年8月着工予定	
	学が丘幼稚園校舎の修繕	園舎雨よけテラス修繕 対象範囲 8.4㎡	令和2年8月着工予定	
令和3年度	経営学部設置等に係る設備購入	経営学部専有部分 27点 共用部分 211点	令和4年3月購入予定	
	経営学部設置に係る図書購入	内国書 1,000冊	令和4年3月購入予定	
令和4年度	経営学部設置等に係る設備購入	経営学部専有部分 394点 共用部分 849点	令和5年3月購入予定	
令和5年度	該当なし			
令和6年度	該当なし			

資金収支予算決算総括表

(収入の部)

(単位 千円)

科目 \ 年度	開設年度	開設2年目	開設3年目	完成年度
	新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
学生生徒等納付金収入	151,200	266,400	381,600	496,800
手数料収入	5,273	5,478	5,670	5,819
寄付金収入	159	309	437	550
補助金収入	0	0	0	0
資産売却収入	0	0	0	0
付随事業・収益事業収入	8,091	15,436	21,805	27,473
受取利息・配当金収入	51	96	135	170
雑収入	668	1,311	1,853	6,876
借入金等収入	25,055	0	0	0
前受金収入	94,227	94,777	95,263	95,695
その他の収入	2,483	4,825	6,816	8,587
資金収入調整勘定	0	△ 94,227	△ 94,777	△ 99,805
前年度繰越支払資金	0	△ 88,302	△ 174,629	△ 159,646
収入の部合計	287,207	206,103	244,173	382,519

(支出の部)

(単位 千円)

科目 \ 年度	開設年度	開設2年目	開設3年目	完成年度
	新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
人件費支出	169,672	196,219	200,061	205,395
教育研究経費支出	89,315	116,754	142,738	164,660
管理経費支出	17,321	30,766	41,712	52,556
借入金等利息支出	154	295	403	490
借入金等返済支出	2,430	699	4,663	5,870
施設関係支出	58,498	0	0	0
設備関係支出	34,493	27,311	5,758	6,733
資産運用支出	0	0	0	0
その他の支出	7,318	15,625	18,369	19,874
[予備費]	0	0	0	0
資金支出調整勘定	△ 3,692	△ 6,937	△ 9,885	△ 12,470
翌年度繰越支払資金	△ 88,302	△ 174,629	△ 159,646	△ 60,589
支出の部合計	287,207	206,103	244,173	382,519

事業活動収支予算決算総括表

(単位 千円)

科目		部門	開設年度	開設2年目	開設3年目	完成年度
			新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
教育活動収支	収入	学生生徒等納付金	151,200	266,400	381,600	496,800
		手数料	5,273	5,478	5,670	5,819
		寄付金	159	309	437	550
		経常費等補助金	0	0	0	0
		付随専業収入	8,091	15,436	21,805	27,473
		雑収入	668	1,311	1,853	6,876
		教育活動収入 計	165,391	288,934	411,365	537,518
	支出	人件費	170,790	196,219	200,061	203,673
		教育研究経費	107,117	150,156	189,922	224,110
		管理経費	18,376	32,745	44,508	56,079
		徴収不能額等	0	0	0	0
教育活動支出 計		296,283	379,120	434,491	483,862	
教育活動収支差額		△ 130,892	△ 90,186	△ 23,126	53,656	
教育活動外収支	収入	受取利息・配当金	51	96	660	170
		その他の教育活動外収入	0	0	0	0
		教育活動外収入計	51	96	660	170
	支出	借入金等利息	154	295	403	490
		その他の教育活動外支出	0	0	0	0
		教育活動外支出計	154	295	403	490
	教育活動外収支差額		△ 103	△ 199	257	△ 320
経常収支差額		△ 130,995	△ 90,385	△ 22,869	53,336	
特別収支	収入	資産売却差額	0	0	0	0
		その他の特別収入	0	0	0	0
		特別収入 計	0	0	0	0
	支出	資産処分差額	0	0	0	0
		その他の特別支出	0	0	0	0
		特別支出 計	0	0	0	0
特別収支差額		0	0	0	0	
[予備費]		0	0	0	0	
基本金組入前当年度収支差額		△ 130,995	△ 90,385	△ 22,869	53,336	
基本金組入額合計		△ 70,366	△ 28,010	△ 10,421	△ 12,603	
当年度収支差額		△ 201,361	△ 118,395	△ 33,290	40,733	
前年度繰越収支差額		0	△ 201,361	△ 319,756	△ 353,046	
基本金取崩額		0	0	0	0	
翌年度繰越収支差額		△ 201,361	△ 319,756	△ 353,046	△ 312,313	

(参考)

事業活動収入 計	165,442	289,030	412,025	537,688
事業活動支出 計	296,437	379,415	434,894	484,352